平成２０年（フ）第２５６７号
東京都大田区西六郷４丁目13番７　エンゼルハイム西六郷第二501号、住民票上の住所東京都大田区西六郷４丁目13番７―501号
債務者　檀原　顕司
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１３１号
愛知県春日井市鳥居松町８丁目49番地１　レジデンスシバタ101
債務者　爲村　健太
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２１１号
愛知県一宮市千秋町浅野羽根字羽知古34番地１　ケイズマンション一宮１－Ｂ
債務者　河口　裕之
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２１２号
愛知県一宮市千秋町浅野羽根字羽知古34番地１　ケイズマンション一宮１－Ｂ
債務者　河口　直子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２３２号
名古屋市守山区青山台502番地　吉根住宅５棟303号、住民票上の住所名古屋市千種区春岡２丁目25番５号　光明荘２Ｆ10号
債務者　田島　盛一
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２７３号
愛知県大府市長草町新池８番地　新池団地１棟103号
債務者　岡田　静香（旧姓長濵・山中）
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８０７号
愛知県安城市相生町２番１号　ネオコーポ安城103
債務者　岩間　義近
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月18日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第５１５号
北海道旭川市神居８条10丁目２番16号
債務者　坪内　広和
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５８５号
北海道空知郡中富良野町本町４番42号
債務者　川面　潤児
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５９７号
北海道旭川市４条通23丁目右９号
債務者　阿部　昌勝
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月３日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６０７号
北海道旭川市緑が丘東２条４丁目６番８―42号　市住842号
債務者　阿部　淳織
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６０８号
北海道旭川市緑が丘東２条４丁目６番８―42号　市住842号
債務者　阿部恵美子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６１２号
北海道旭川市東旭川町共栄123番地　社会福祉法人旭川共生会身体障害者療護施設共生園、住民票上の住所北海道旭川市西神楽２線10号112番地　みずほ団地２号棟66号
債務者　砂原　　亨
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６１５号
北海道旭川市10条通13丁目24番地の110　ハイツ10条204号室
債務者　中尾　雅実
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６１６号
北海道上川郡比布町南町１丁目２番15号
債務者　倉本　勝実
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月３日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部